質問書への回答

対象書類	質　問	回　答
契約書 ［1ページ］	（第3条第3項について） 「医療提供体制推進事業費補助金交付要綱の改正によって補助金の金額が変更された場合 甲乙協議のうえ、速やかに該当年度より前項の委託料を改定するものとする。」 【質問】 医療提供体制推進事業費補助金交付要綱におけるドクターヘリの飛行時間についても当該年度の飛行時間が適用になる認識でよいか。	当該年度ではなく、前年度の飛行時間が適用されます。
契約書 ［2ページ］	（第12条第2項について） 「甲は、前項の請求書を受理したときは、その日から起算して30 日以内に、別紙2に定める委託料の月額を乙に支払うものとする。ただし、乙の責めに帰すべき事由により業務期間に1月未満の端数が生じたときは、甲乙協議のうえ、当該日数を控除し、次式により算出した額とすることができる。」 【質問】 ①乙の責めに帰する事由とは、具体的にどのようなものが該当になるのか。 ②運航会社が予知/予見できないような、国土交通省から発行される耐空性改善通知(TCD)や機体製造メーカーなどが発行する技術通報(SB)、機体の突発的不具合、Covid-19などの集団感染症が原因する運休は、乙の責めに帰する事由には該当しないものとし、減額対象外の認識でよいか。	①乙の故意又は過失その他乙の責めに帰すべき事由により、本業務の履行が困難となった場合を想定しています。 ②乙において通常の注意をもってしても予見又は回避することが困難な事由による運休については、原則として「乙の責めに帰すべき事由」には該当しないものと考えていますが、個別の事案ごとの具体的な事情を踏まえ、必要に応じて判断するものとします。
契約書 ［4ページ］	（第20条について） 「委託業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲のみの責めに帰する事由による場合においては、その損害のために生じた経費は、甲が負担するものとする。」 【質問】 損害賠償の責任範囲は、仕様書に定める『保険契約』に定められたものを上限とする認識でよいか。	損害賠償責任の範囲については契約書第20条の規定によるものと考えており、保険契約における補償額を一律の上限とすることはありません。
仕様書 ［8ページ］	（第8の6について） 「医療機器の装着及び搭載や、医療行為を可能とするためにドクターヘリの改修が必要となった 場合には、甲、乙協議のうえ改修するものとする。」 【質問】 改修が必要になった場合の修理改造費は甲の負担の認識でよいか。	改修に要する費用負担については、改修内容等を踏まえ、甲乙協議の上、決定します。
仕様書 ［11ページ］	（第14の1について） 「契約期間内に本業務を行う上で必要な訓練等にかかる経費についても本業務に含めること。」 【質問】 DMATの政府訓練等、別途公的資金等の支給対象となる訓練にかかる経費については、本業務の対象から除くものという認識でよいか。	ドクターヘリの経費が、別途公的資金等の支給対象となる訓練については、本業務の対象から除きます。